

精神科救急医療システムの利用状況

	平成16年度	平成17年度
精神科救急医療圏域数	145	145
精神科救急医療施設数	1,073	1,084
精神科救急情報センター への夜間・休日の電話相 談件数	72,337	81,122
夜間・休日の受診件数	27,788	30,243
夜間・休日の入院件数	10,916	12,096

(精神・障害保健課調)

居宅介護

【利用者】

障害程度区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

【サービス内容】

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

【人員配置(指定要件)】

- 管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
 - ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級、2級 等

【報酬単価】

【基本】

- 身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)
 - ・230単位(30分)～805単位(3時間) ・3時間以降、30分を増す毎に70単位加算
- 家事援助中心、通院等介助(身体介護なし)
 - ・80単位(30分)～225単位(1.5時間) ・1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算
- 通院等乗降介助 1回99単位

【加算】

- 早朝又は夜間 25%加算
- 深夜 50%加算

重度訪問介護

【利用者】

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者
区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

- ①二肢以上に麻痺等があること。
- ②障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

【サービス内容】

居宅における
○入浴、排せつ及び食事等の介護 ○調理、洗濯及び掃除等の家事
○その他生活全般にわたる援助 ○外出時における移動中の介護
※日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

【人員配置(指定要件)】

- 管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
 - ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

【重度訪問介護加算対象者】

1. 15%加算対象者…重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者
○障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

類型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

2. 7.5%加算対象者…障害程度区分6の者

【報酬単価】

【基本】

- 本体報酬:160単位(1時間)～1,240単位(8時間)
- ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

【加算】

- 早朝又は夜間 25%加算 ○深夜 50%加算
- 移動加算 100単位(1時間)～250単位(4時間以上)

行動援護

【利用者】

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者

障害程度区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上である者。

【サービス内容】

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助

- ・予防的対応
...初めての場所で不安定になり、不適切な行動に
でないよう、予め目的地での行動等を理解させる等
- ・制御的対応
...行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切
におさめること等
- ・身体介護的対応
...便意の認識がでない者の介助等

【人員配置(指定要件)】

○管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)

○サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上

- ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
- ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験があること
- ・行動援護従事者養成研修修了者

+

5年以上の知的障害、精神障害に関する直接処遇経験

※平成21年3月までは3年(経過措置)

○ヘルパー:常勤換算2.5人以上

- ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1、2級
- ・行動援護従事者養成研修修了者

+

2年以上の知的障害、精神障害に関する直接処遇経験

※行動援護従事者養成研修修了者は1年(当面の間)

【報酬単価】

230単位(30分)～1,616単位(4.5時間以上)

重度障害者等包括支援

【利用者】

常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いもの

障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

類 型		状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

【サービス内容】

訪問サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供する。

【人員配置(指定要件)】

- 管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
(下記のいずれにも該当)
 - ・相談支援専門相談員の資格を有する者
 - ・重度障害者等包括支援利用対象者に対する業務に3年以上従事した経験を有する者

【運営基準】

- 利用者からの連絡に随時対応できる体制をとっていること。
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保していること。(第三者への委託も可)
- 専門医を有する医療機関との協力体制があること。
- サービス利用計画を週単位で作成。
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たすこと。等

【報酬単価】

【基本】

- 4時間 700単位
- 1日につき12時間を超える分は4時間682単位
- 短期入所 890単位/日
- 共同生活介護 541単位/日(夜間支援体制加算含む)

【加算】

- 早朝又は夜間 25%加算 ・深夜 50%加算
 - 短期入所利用者で、低所得である場合は1日あたり68単位加算
- ※ 平成21年3月31日まで

障害ヘルパー資格一覧表

資格	実施機関	時間	内容
介護福祉士	国家試験		<ul style="list-style-type: none"> 筆記試験(一次:社会福祉概論など13科目) 実技試験(二次)
介護職員基礎研修	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県の指定した者 	500時間	介護福祉士を所持しない者が対象。老人、障害者等への介護技術の知識及び技術の習得が目的。
居宅介護従業者養成研修1級	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県が委託した講習機関等 	230時間	2級課程取得者が対象。主任居宅介護従業者の養成が目的。
居宅介護従業者養成研修2級	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県が委託した講習機関等 	130時間	居宅介護の知識及び技術の習得が目的。
居宅介護従業者養成研修3級	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県が委託した講習機関等 	50時間	居宅介護の基礎的な知識及び技術の習得が目的。
行動援護従業者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県が委託した講習機関等 	20時間	行動上著しい困難を有する者に対し危険回避の援護の習得など行動援護に従事する上で必要な知識及び技術の習得が目的。
重度訪問介護従業者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県が委託した講習機関等 	【基礎】10時間 【追加】10時間	介護技術、コミュニケーション技術、医療的ケアに関する知識の習得など重度訪問介護に従事する上で必要な知識及び技術の習得が目的。

訪問系サービスの利用者数の推移

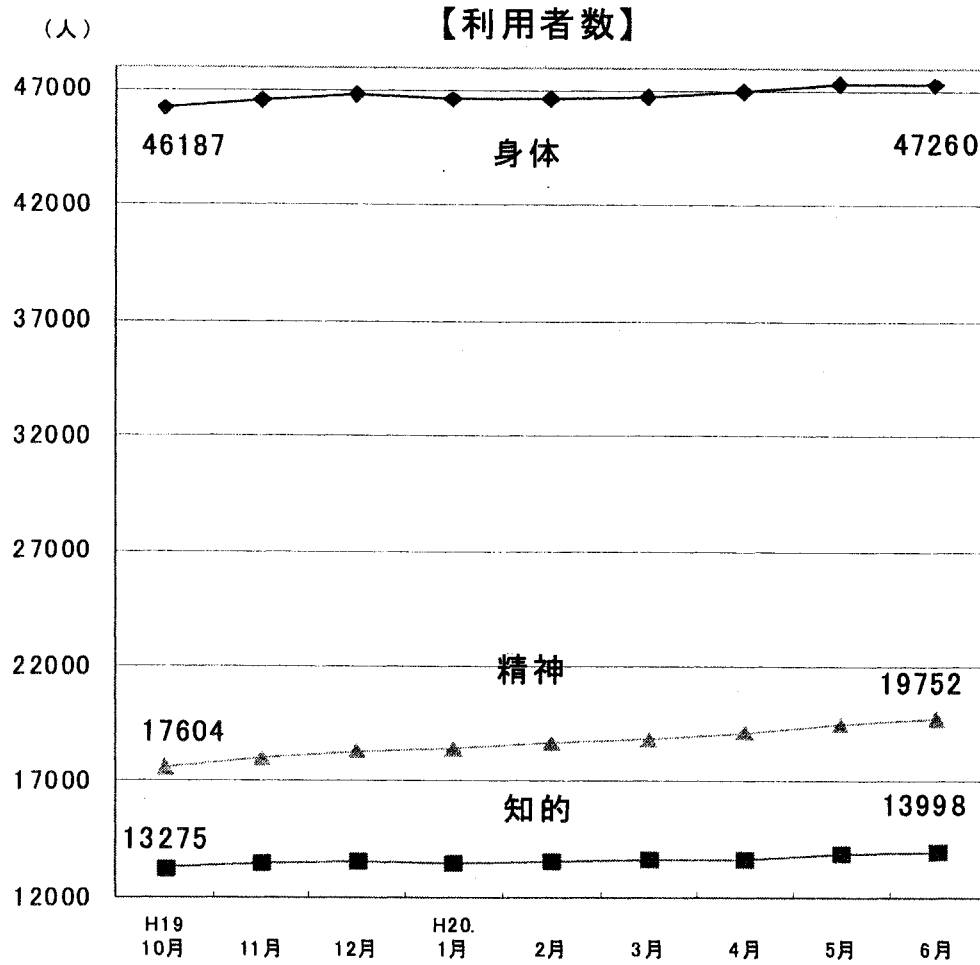
※平成20年6月 国保連データ速報値より

(単位:人)

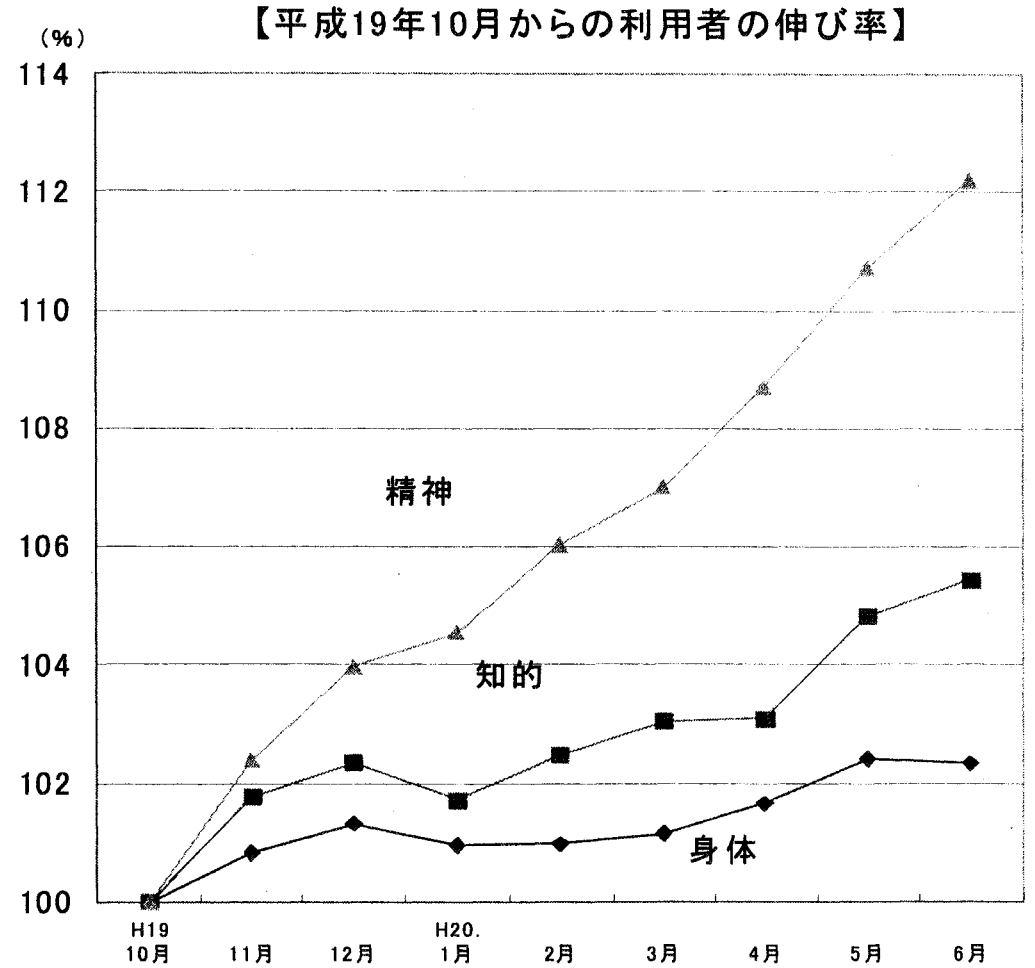
	平成19年			平成20年						H20.6とH19.10の利用者数の差 (増減率)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
居宅介護	87,216	88,206	88,941	88,325	88,680	89,379	89,755	90,314	90,741	+3,525 (104%)
重度訪問介護	7,006	7,062	7,074	7,018	7,010	7,007	7,043	7,084	7,071	+65 (101%)
行動援護	3,097	3,204	3,230	3,156	3,151	3,310	3,296	3,335	3,402	+305 (110%)
重度包括支援	22	26	28	27	27	28	24	24	24	+2 (109%)
計	97,341	98,498	99,273	98,526	98,868	99,724	100,118	100,757	101,238	+3,897 (104%)

※複数のサービスを利用している者については、利用者数として各々計上。

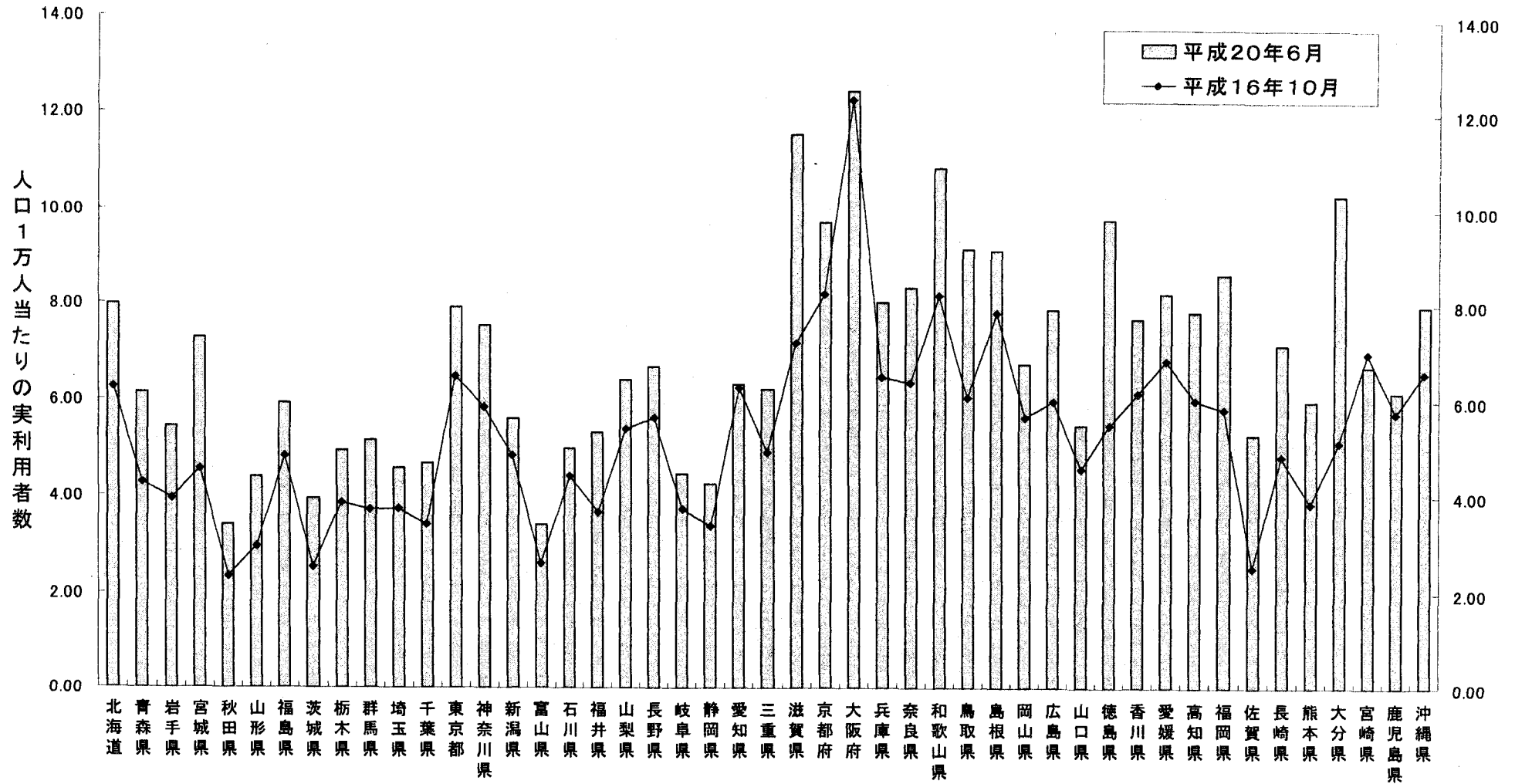
居宅介護事業の利用者数の推移



※利用者数に障害児は含まない。



障害者自立支援法施行前後のホームヘルプの人口1万人あたり利用者数の比較
 (平成16年10月実績には移動支援・日常生活支援は含まれない。)



サービス種類ごとの全国事業所状況(平成20年6月分)

サービス種類	事業所数(箇所)	利用者数(人)	総費用額(千円)
居宅介護	12,863	90,741	5,399,323
重度訪問介護	4,089	7,071	2,536,825
行動援護	769	3,402	229,201
重度障害者等包括支援	8	24	8,699
療養介護	33	2,022	501,298
生活介護	2,737	65,338	10,271,407
児童デイサービス	1,312	36,152	1,196,712
短期入所	2,868	21,678	1,350,491
共同生活介護	2,698	25,768	2,426,157
施設入所支援	475	26,207	2,079,912
共同生活援助	2,801	18,982	1,014,763
自立訓練(機能訓練)	182	2,431	173,717
自立訓練(生活訓練)	688	7,560	833,389
就労移行支援	1,145	14,174	2,090,182
就労継続支援A型	280	4,946	489,265
就労継続支援B型	2,221	42,442	3,833,081
旧身体障害者更生施設支援(入所)	68	2,967	580,854
旧身体障害者更生施設支援(通所)	26	342	22,146
旧身体障害者療護施設支援(入所)	388	21,642	7,101,733
旧身体障害者療護施設支援(通所)	117	874	143,179
旧身体障害者授産施設支援(入所)	151	6,553	1,079,005
旧身体障害者授産施設支援(通所)	283	5,917	728,569
旧知的障害者更生施設支援(入所)	1,246	74,249	16,501,647
旧知的障害者更生施設支援(通所)	696	17,466	2,412,092
旧知的障害者授産施設支援(入所)	189	9,235	1,867,893
旧知的障害者授産施設支援(通所)	1,317	47,109	6,981,871
旧知的障害者通勤寮支援	106	2,314	226,730
計	39,756	557,606	72,080,140

※平成20年6月 国保連データ速報値より